

岩手県告示第11号

独立行政法人森林総合研究所法（平成11年法律第198号）附則第11条第1項の規定に基づく旧農用地整備公団法第19条第1項第1号イの事業の施行のため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨岩泉町長から届出があった。

平成22年1月5日

岩手県知事 達 増 拓 也

下閉伊郡岩泉町袈綿字大林に編入する区域

下閉伊郡岩泉町袈綿字一ツ苗代80番2及び80番4

備考 関係図面は、岩泉町役場に備えておいて縦覧に供する。